

シンバイオ社会研究会 顧問に関する理事会内規

(定款第6条(5)及び第7条4に基づき、令和3年5月18日理事会にて決定)

本会の目的に賛同し、理事会にその事業推進に有益な助言をいただくための顧問の委嘱について定める。

1. 対象

- (1)これまで本会の会員であって本会の理事、監事を多年にわたり歴任し、本会の発展に顕著な貢献をしたもの。
- (2)これまで本会の会員であるかないかを問わず、これからの本会の事業の発展に有益な貢献が期待されるもの。

2. 推薦と委嘱

会長および副会長は、1の対象の(1),(2)に係る顧問の候補を理事会に推薦し、理事会の議を経て決定されたものに会長は顧問を委嘱する。

3. 任期

顧問は委嘱日から1年間とし、理事会の議を経て継続することができる。

4. 任務

顧問は、会長から求められた諮問事項について、理事会に出席ないし書面で意見を具申する。ただし、理事会の議決には加わらない。

注：本内規制定後、令和3年5月18日理事会で推薦された初代顧問の方々

氏名	委嘱日	備考
榎木哲夫	令和3年5月27日	対象(1)
新田隆司	令和3年5月27日	対象(1)
吉川 暹	令和3年5月27日	対象(2)
八尾 健	令和3年5月27日	対象(2)
堀池 寛	令和3年5月27日	対象(2)